

十島村公告第15号

職員の任用に関する規則第3条の規定により、十島村職員に係る採用試験を次により実施する。

令和元年7月22日

十島村長 肥後正司

令和元年度第3回十島村職員採用試験実施要領

1 職種、採用人員及び勤務地

- (1) 職種
 - ① 一般行政職、土木技術職、建築技術職（一般枠、社会人枠）
 - ② 看護師
- (2) 採用人員 若干名
- (3) 勤務地
 - ① 十島村役場（鹿児島市泉町14番15号）
 - ② 十島村立診療所

2 受験資格

- (1) 一般行政職（一般枠）

平成2年4月2日（29歳）以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校又は修業年限3年以上の高等課程の専修学校を卒業した者、若しくは令和元年3月に卒業する見込みの者
- (2) 土木技術職、建築技術職（一般枠）

平成2年4月2日（29歳）以降に生まれた者で、専門技術系の高等学校又は修業年限3年以上の高等課程の専修学校を卒業した者、若しくは令和元年3月に卒業する見込みの者
- (3) 一般行政職、土木技術職、建築技術職（社会人枠）

次の①及び②の両方の要件を満たす者

 - ① 昭和50年4月2日（44歳）以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校又は修業年限3年以上の高等課程の専修学校を卒業した者
 - ② 民間企業（会社員、団体職員、自営業者、公務員）等において10年以上の勤務経験を有する者。（在学中のアルバイト等の期間は除く。）
- (3) 看護師

昭和45年4月2日（49歳）以降に生まれた者で、看護師の資格を有しており実務経験がある者
- (4) いずれの職種についても次のいずれか1つに該当する者は受験できない。
 - ① 日本の国籍を有しない者
 - ② 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ 国又は自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者
 - ⑤ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時場所

- (1) 第一次試験
 - ① 日時 令和元年9月1日（日）午前8時30分～
 - ② 試験場 十島村役場会議室（受験者数により変更あり）

(受付開始、試験場は、応募者に改めて通知します。)

(2) 第二次試験 (予定)

- ① 日 時 令和元年9月20日 (金) または24日 (火)
- ② 試験場 十島村役場会議室

(日時場所は、第一次試験合格者に改めて通知します。)

4 合格発表

(1) 第一次試験発表

令和元年9月初旬に、文書で各人に通知するほか、合格者受験番号を公告、ホームページ上に掲載します。

(2) 第二次試験発表

令和元年9月中に、文書で各人に通知するほか、合格者受験番号を公告、ホームページ上に掲載します。

5 予定している試験内容

(1) 第一次試験

基礎能力検査、作文試験、事務能力検査、パーソナリティ検査

(2) 第二次試験 (全職種)

口述試験

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込書の請求先、提出先及び問合せ先

十島村役場総務課総務係

〒 892-0822 鹿児島市泉町 14 番 15 号

TEL (099)222-2101

各種様式は、ホームページ上からダウンロードして作成すること可。

(郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼付した宛先明記の受験申込書交付の返信用封筒[縦33cm横24cm]を同封すること。)

(2) 申込方法

申込書に必要な事項を記入のうえ次の書類を添付して提出すること。

- ① 令和元年度第3回十島村職員採用試験受験申込書
- ② 履歴書・身上書 (写真貼付)
- ③ 成績証明書
- ④ 卒業証明書又は卒業見込証明書
- ⑤ 面接カード
- ⑥ 120円切手を貼付した宛先明記の受験票交付の返信用封筒[縦27.5cm横21.5cm]
- ⑦ その他

郵便で申込する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きして必ず書留郵便とする。

(3) 受付期間

- ① 令和元年8月22日 (木) までとする (日曜日、土曜日、祝日及び年末年始の休日を除く)。
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 郵送の場合であっても、令和元年8月22日 (木) 17時15分までに必着とする。

(4) その他

- ① 受験票は後日交付するが、試験当日は受験票 (写真貼付) を必ず持参すること。
- ② 写真は、申し込み前1月以内に帽子を着けないで正面上半身を撮影した縦4.5

cm横 3.5 cmのものとする。

7 給与

十島村職員の給与に関する条例等に基づき支給する。

8 採用

最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、必要に応じて採用します。